

「訓練」の語誌的研究

南谷直利*, 北野与一**

A Study of Terminological History on “KUNREN”

Naotoshi Minamitani *, Yoichi Kitano **

Received September 11, 2003

I はじめに

本稿の語誌的研究は、『北陸体育学会紀要』（第33号）及び『北陸大学紀要』（第21号～第26号）で報告の体育・スポーツ分野における身体学習用語に係る語誌的研究に続く報告である。

身体のトレーニング学習には、錬磨型、稽古型及び訓練型の3型があるが、訓練型には、本稿で対象としている訓練を初めとして、演習、簡練、教練、操練及び調練等、多くの類語があり、今は死語となってしまった語彙も少なくない。

なお、本稿では、引用分の表記は原文のままとし、それ以外は現行の国語施策（「常用漢字表」、「現代仮名遣い」等）の示すところに従って表記することにし、やむなく「常用漢字表」にない字を使用するときは、最初に登場した字にルビを付し、その後の使用からはルビを付さないことにする。

II 研究目的・方法

本稿は、身体のトレーニング学習に係る「訓練」という語彙について、その初出と原義を初め、前史的語彙並びにわが国における初見と慣用・定着過程等を諸文献によって検討を加えるものである。

III 結果と考察

本稿が対象とする「訓練」という語彙は、体育・スポーツの分野だけではなく、多くの分野で慣用されており、現在なお生き続けている語彙である。

* 法学部
Faculty of Law

** 北陸大学名誉教授
Professor Emeritus, Hokuriku University

1. 初出と原義

訓練は漢語であり、その出典は古漢籍に求めなければならない。その初出と原義について、各辞典は、次のように述べている。

- ・「兵を教練する。唐・杜甫〔章十侍御に奉寄す〕誌 指麾能事，天地を廻らし 訓練強兵，鬼神を動かす」⁽¹⁾
- ・「教訓習練すること。おしへならずこと。唐書『歎曰，吾處兵間久，今始識訓練法。』」⁽²⁾
- ・「①教えならず。教練。〔唐書，郝廷玉傳〕吾處兵間久今始識訓練法。②指導をくり返して，ある目標に至らせようとする教育の一方法。」⁽³⁾
- ・「①教えこんで慣れさせること。特に，習慣や能力，技能などを体得させ発展させる組織的な教育の活動をいう。(中略)新唐書—郝廷玉伝『朝恩歎曰，吾處兵間久，今始識訓練法。』」⁽⁴⁾

なお，上記の引用文と関連し，次のことを付記しておきたい。つまり，上記の『唐書』とは，『新唐書』（1060）の意であることである。同書の「卷一百三十六 列傳 第六十一」には，以下のように所載されており，上記の引用文は，この文から引用したものである。

「郝廷玉驍勇善格鬪，為光弼愛將。(中略)廷玉申號令，鳴鼓角，部伍坐作進退若一。朝恩歎曰：『吾處兵間久，今始識訓練法。』」⁽⁵⁾

しかし，『舊唐書』（945）には，次のような記事が見られ，訓練という語彙が既に使用されていた。

「廷玉乃於營內列部伍，鳴鼓角而出，分而為陣，箕張翼舒，作離乍合，坐作進退，其衆如一。朝恩歎曰：『吾在兵間十餘年，始見郝將軍之訓練耳。』」⁽⁶⁾

以上から，『新唐書』も『舊唐書』も，杜甫（712-770）の詩よりも後年のことであり，杜甫の「章十侍御に奉寄す」が漢籍の初出と考えねばならない。一方，その原義については，「兵を教練する」ことであり，「兵士たちに戦いに勝つための活動，動作及び技術等を教え，練り身に付けさせること」とまとめておきたい。なお，既報の「練習」と訓練は，どう違うのか，この点について，『大辞泉』は，「『訓練』はある技術について教え込み，身につけさせることだが，『練習』は自らが繰り返したり，工夫したりして技術の向上をはかることをいう。」⁽⁷⁾と指摘している。つまり，練習は「習って・・・する」の意であるのに対し，訓練は「教えて・・・させる」意であった。また，訓練の「訓」は「教える」意でもあるので，この訓を「教」に換えると，わが国が1945年まで軍事教育の中で慣用していた「教練」となる。この教練も，上記の訓練と同じ頃の唐代の8世紀中期以降には慣用されていた語彙であった。その詳細な検討を避けるが，訓練と同義で，『大漢和辞典』は「諸葛亮，心書」⁽⁸⁾を，『字通』は「唐・杜甫〔崔十三評事公輔に贈る〕詩」⁽⁹⁾をそれぞれ出典として挙げており，付記しておき

たい。

2. 前史的語彙

訓練という語彙が日本人の手による著作物上で登場する以前において、訓練と同義で使用されていた語彙を、本稿では、特に訓練の前史的語彙として位置付け、若干の検討を加えたい。

こうした語彙の仲間には、以下に述べるような一語型のものと二語型のものが見られた。

(1) 一語型語彙

一語型語彙には、練、教、習、訓などが見られた。

①練（練）

『孫子』の「計篇」には、以下のように「練」が使われている。

「故校_レ之以_レ計、而索_二其情_一。(中略)士卒孰練、賞罰孰明。吾以_レ此知_二勝負_一矣。」⁽¹⁰⁾

この「練」の和訳：語釈には、異なるいくつかの事例が見られる。例えば、「練れたる：軍事に熟練すること」⁽¹¹⁾、「練れる：訓練練度」⁽¹²⁾、「練たる：訓練」⁽¹³⁾、「練らるる：訓練されている」⁽¹⁴⁾、「ねる：鍛錬」⁽¹⁵⁾などを挙げることができる。

「練」のわが国における初見は、上代の古典に求めることができる。兵士とかかわっての「練」は、『時代別国語大辞典』（上代編）⁽¹⁶⁾にも指摘されていることでもあるが、『日本書紀』（720）に次のような記述が見られた。

「○秋九月庚午朔己卯。令_二諸國_一集_二船舶_一練_二兵甲_一。」⁽¹⁷⁾

この「練_二兵甲_一」は、兵士を「きたえる。練成する。」意であり、わが国における兵に係わる「練」の初見と考えられる。なお、この「練」は、『類聚名義抄』（平安末期）や『字鏡集』（鎌倉前期）にも「ナラフ」⁽¹⁸⁾意の語として所載されており、さらにその以降も「きたえる」意で多様な分野で慣用された。

②教（教）と訓

『呉子』の「治兵 第三」⁽¹⁹⁾⁽²⁰⁾⁽²¹⁾に、次のような一文が記されている。

「用_レ兵之法、教戒為_レ先。一人學_レ戰、教_二成十人_一、十人學_レ戰、教_二成百人_一、百人學_レ戰、教_二成千人_一、千人學_レ戰、教_二成萬人_一、萬人學_レ戰、教_二成三軍_一。」「教_二戰之令_一」

この「教成」と「教」の和訳：語釈は、「教へ成す：訓練」及び「教ふる：教える、訓練」である。なお、この「教」は、『類聚名義抄』に「ヲシフ」と所載されており、平安末期には慣用されていた語なのである。

一方、「訓」、「訓_レゆる」は、江戸期に入っの文献上で以下の事例のように多く登場するようになるが、『字鏡集』に「訓」が「ミチビク・ス・ム・サトル・ヲシフ（後略）」⁽²²⁾と所載

されていることから、鎌倉時代の前期には既に慣用されていたものと考えられる。

「若又侍の批判に、左様なるは、弱将の下にて臆病侍の穿鑿ならんと、三枝に内藤が心をつけて訓ゆるなり。」⁽²³⁾

「それ兵法に仕組をつくりてをしゆるは、手習いろはのごとし」⁽²⁴⁾

③習

「教」や「訓」と並列的に「學」や「習」が他動詞として使用された。先に述べた『呉子』⁽²⁵⁾⁽²⁶⁾の引用文中にある「一人學_レ戰、教_二成十人、(中略)每_レ變皆習、[教_二戰之令_一、(中略)二鼓習_レ陳」は、「一人の兵士が戦闘法を習得すれば十人の兵士を教育し、(中略)それらの変化を逐一みな習得させてから」、「戦闘時の号令・指揮に従うことを教えるのに、(中略)太鼓を二つ連打すれば陳の攻防の方法を習わせ」の意であり、「学ばせる」、「習は(わ)しめる」の他動詞として使われていた。

『日本書紀』には、以下のような記述が所載されている。

「詔曰。凡政^ノ要^ス者^ハ軍事也。是以文武官^ノ諸人務^テ習_二用_レ兵^ヲ及乘_レ馬^ヲ。」⁽²⁷⁾

以上の使用事例からも、この「習」は、奈良時代から他動詞として慣用されていた語なのである。

(2) 二語型語彙

二語型語彙はいくつか見られたが、ここでは、簡練、調練及び試練の3語について検討を加えたい。

①簡練(練)

簡練について、以下のような報告が見られる。

- ・「えらび出し、訓練する。〔礼記、月令〕」⁽²⁸⁾
- ・「えらびぬいて調練する。えらびをさめる。選練。〔禮、月令〕」⁽²⁹⁾
- ・「えらびぬきて練習せしむ。選練。禮記」⁽³⁰⁾
- ・「選抜して訓練させること。米続日本紀」⁽³¹⁾

以上のように、「簡練」は、「特定の人を選んで訓練する」意であり、その出典は、『禮記』であった。なお、同義語には、「選練」があった。

わが国では、『續日本紀』(卷三十六 光仁天皇〈宝亀十一年八月-十月〉, 797)に、以下のような記述が見られた。

「○戊子。勅^メ曰ク。筑紫大宰^ハ僻_二居_二西海_一ニ。諸蕃朝貢^シ舟楫相望^メリ。由^テ是^ニ簡_二練_二士馬^ヲ。精_二銳^ニ甲兵^ヲ。以^テ示^シ威武^ヲ。」⁽³²⁾

つまり、この語彙は、わが国への移入は早く、奈良時代に既に兵士たちの訓練とかかわって慣用されていた語彙であった。

② 訓練（練）と試練（練）

「訓練」の意は、「兵士を訓練すること」⁽³³⁾⁽³⁴⁾ であるが、いずれの漢和辞典もその出典を明らかにしていない。『字通』は、「練」の下接語として「訓練」を掲げている⁽³⁵⁾。漢籍における出典は明らかではないが、わが国における出典について、『角川古語大辞典』⁽³⁶⁾ は『平家物語』（1219-1243?）及び『保元物語』（1219-1221）を挙げ、『時代別国語大辞典』⁽³⁷⁾ は『三略抄』（1534）及び『義経記』（室町時代初期-中期?）を挙げている。こうした報告を踏まえながらこれらの史料以前の文献を渉獵したとき、『類聚三代格』（成立年未詳、卷十八）にこの語彙を使用した一文が見られた。それは、以下のとおりである。

「太政官符

應レ試_レ調_レ烽燧_ニ事

右參議從四位上行大宰大貳藤原朝臣冬緒起請併。軍振之儲。烽燧是切。而數十年來國無_レ機警_ニ。曰_レ斯_レ雖_レ有_レ二_レ件_レ備。未_レ知_レ二_レ調用_ニ。若有_レ二_レ非常_ニ何以通知。今_レ須_レ下_レ二_レ知管内國嶋_ニ。試_レ以_レ學_レ烽燧_ニ。彼此相通。以_レ備_ニ不_レ□_レ上。若不_レ言_レ二_レ其由_ニ。恐_レ驚_レ二_レ動物意_ニ。望_レ請。下_レ知_レ事_ニ。依_レ件_レ訓練者。右大臣宣。奉_レ勅。依_レ請。

貞觀十二年二月廿三日 』⁽³⁸⁾

以上から、この「訓練」は、「貞觀十二年」（870）の記述が示すように、平安時代の初めには慣用されていた語彙と言えるわけであり、13世紀頃の上記の文献が初見とは言えないようである。ただし、「兵士の訓練」の意で慣用の定着化を見たのは、鎌倉時代であったと考えてよいだろう。

一方、『日本書紀』（卷廿九 天武天皇〈十三年甲申〉, 684?）には、この訓練と同義語と考えられる「試練」という語彙が、「歩卒」や「騎士」とかかわって以下のように所載されていた。

「詔曰。凡政_ノ要_スマ_者ハ_軍事也。是以文武官_ノ諸人_ヲ務_テ習_ニ用_レ兵_ヲ及_{乗_レ馬_ニ}。則馬兵并當_ニ身裝束之物。務具_ニ儲足。其有_ラム_馬者_{為_レ騎士}。無_レ馬者_{為_レ歩卒}。並當_ニ試練。」⁽³⁹⁾

上記の「試練」は、「ト、ノヘ」る意があり、「訓練」⁽⁴⁰⁾の意をもつ語彙であった。

なお、この「訓練」は、幕末の勝海舟の報告である「陸軍改制之端緒」⁽⁴¹⁾や「三兵傳習」⁽⁴²⁾の中でも慣用されており、「稽古」、「操練」、「放練」及び「演習」等の類義語とともに幕末から明治期にかけ、軍隊用語として慣用された息の長い語彙であった。

3. 移入、初見及びその継承

中国で誕生した「訓練」のわが国への移入は、いつ頃であったか、また、その初見は、いかなる文献上なのか、さらにその継承について、若干の検討を加えてみたい。

(1) 移入

先にも述べた各辞典に所載されている『新唐書』及び「杜甫の詩」の移入について検討し、移入時の概略をつかみたい。

『新唐書』は、宋の歐陽脩（修）・宋祁らが仁宗の詔を奉じて編集した唐代の正史であり、本紀10巻、志50巻、表15巻、列伝150巻から成るもので、1060年に完成したと言われる⁽⁴³⁾。従って、わが国への移入は、それ以後と考えねばならない。

藤原頼長（1120-1156）の『台記』は、頼長の日記であり、1136年から1155年までのものが現存している。同日記で頼長は、自分が手に入れて読んだ書名を記録している。それによると、1143年までに読んだ書名の中に『新唐書帝紀』が含まれており、加えて、宋の商人劉文沖が頼長に『唐書』を送った記録も見られる⁽⁴⁴⁾。

一方、「訓練」の「練」は『和名類聚抄』（934）、『類聚名義抄』（平安期）及び『字鏡集』（鎌倉前期）に所載され、「訓」は『字鏡集』に所載されていることについて、前述した。

こうした点から、「訓練」という語彙のわが国への移入は、少なくとも平安時代の末期から鎌倉時代の初期にかけてであったと推知することができる。

「訓練」に係る出典として「杜甫の詩」を挙げている辞典の一つに『字通』があると、先に述べたが、『大漢和辞典』⁽⁴⁵⁾及び『大辭典』⁽⁴⁶⁾も『唐書』のほかに「杜甫の詩」を挙げている。この「杜甫の詩」の「わが国への流伝」について、黒川洋一は、次のように指摘している。「漢詩集『文華秀麗集』に載せる菅原清公（770-842年）の詩」、「大江維時（888-963年）の撰になる『千載佳句』及び「藤原基俊（1063-1142年）の撰になる『新撰朗詠集』の「杜甫の詩」との関連から、「杜甫の詩が早くよりわが国人によって読まれていた」と⁽⁴⁷⁾。つまり、平安時代の初期には、「訓練」が「杜甫の詩」とともにわが国に移入されたとも言えるのである。しかし、「杜甫の詩」がわが国に流伝したのは、60巻存在したと言われているその全部であるのか、あるいはその一部であるのかが未詳で、文献の一部さえも発見されていない。なお、付言すれば、「杜甫の詩」がもてはやされたのは、「五山の学僧たち」の間であり、「鎌倉・室町時代」のことであった⁽⁴⁸⁾。

以上から、「訓練」という語彙は、重複するが、平安時代の末期から鎌倉時代の初期にかけて漢籍を通じてわが国に移入されたものであり、王朝貴族を初め、五山の学僧たちなどの一部の有識階級層人たちに知られていた語彙と言うことができるのである。

(2) 初見

「訓練」が兵士（武士）、あるいは「戦」^{いくさ}とかかわる語彙ととらえられることから、ここでは、わが国における兵法書や文書等について、この語彙の初見を概観する。

わが国の兵法学は、『孫子』を初めとする中国兵法の伝来を始源とし、「古伝兵法学」から「日本の兵法学」、「英雄景仰の兵法学」へと進展し、室町時代の末期から江戸時代初期にかけて甲州流兵法学を筆頭とする流派兵法学の近世兵法学へと発展した⁽⁴⁹⁾。

島津貴久（1514-1571）の『天文八年掟書』には、次のような条文がある。

「一、領地多き衆は七書を習ひ、人数駆引昇貝太鼓の合圖作法常に訓練可有之事」⁽⁵⁰⁾

この条文は、「人数の駆けひき、昇具、太鼓たいこの合図や作法などを常に訓練すること」⁽⁵¹⁾を記したものであり、『孫子』及び『呉子』を初めとした中国の七部の兵書である七書しちしょを学べとも指摘している。このことは、中国の兵書とかかわって「訓練」(訓練)が実施されていたことを示す文書であり、その事象は注目すべきものがあった。

室町時代の末期から江戸時代の初期にかけての流派兵法学における諸文書には、管見の限りでは、以下に述べる山鹿流を除き、「訓練」の類義語(例えば、「稽古」⁽⁵²⁾、「教戦」⁽⁵³⁾、「操練」⁽⁵⁴⁾、「習練」⁽⁵⁵⁾等)の慣用が見られたものの、この「訓練」の慣用が見られなかった。

山鹿流兵法学は、山鹿素行(1622-1685)によって確立され、素行を流祖として発展した兵法学であり、北条流(北条氏長)と甲州流(小幡景憲)を基盤に、素行が修行により身に付けた「儒学的哲学思想と日本学的史学思想」によって成立した武士道的兵法である⁽⁵⁶⁾。

素行が52歳のときに著した『孫子諺義』(巻第八「九變」)に、以下のような解説文が所載されていた。

「故^レ用^フ兵之法、無^レ恃^ム其^ノ不^レ來^ラ、恃^ム吾^レ有^ル以^テ待^ツ之^レ、無^レ恃^ム其^ノ不^レ攻^メ、恃^ム吾^レ有^ル所^レ不^レ可^ク攻^ム也、

恃の字、此の段の眼目也。凡そ物たのむことあるときは必ず怠る。おこたるときは敗亡す。(中略)

此ノ段雜^ヘ利害^ヲ而慮^ル也。此の句をよく味ふれば、務^メ可^ク信^フ患^シ解^クの義皆明也。

大全^ニ云^{ハク}、待^ツハ則^チ備^{フル}也、有^ル以^テ待^ツ、不^ニ是^レ有^ルノミナ^ラ備防之名^ニ、必^ズ儲^ヘ糧^ヲ練^リ兵^ヲ修^ム城^ヲ選^ビ士^ヲ、如^キト敵在^ルガ面^ニ前^ニ一般^{ナリ}、時時警戒^シ、時時訓練^シ、方^ニ是^レ有^リト以^テ待^ツ之^レ之實^ニ。」⁽⁵⁷⁾

素行は、「無恃其不來、恃吾有以待」の解説に『武經大全』⁽⁵⁸⁾の一節を引用している。この「訓練」は、日本人が著した兵書上で表記された最初のもので、文献上の初見であり、漢籍にあくなく研究を实践した素行の学識を示すものとして注目すべき一文であった。なお、素行は、『孫子諺義』の中で「訓練」という語彙を多用したわけではなく、同義語として「教練」を慣用した。これまた、注目すべきことであり、素行は、「士卒に軍事を『をしへ』、軍事について士卒を『鍛練』すること」⁽⁵⁹⁾ととらえていた。兵頭二十八は、素行を「儒学を修めた者」が「軍学」を初めて論じ、「『孫子』全文をトータルで日本語の知識体系に変換してみせた」「最初の本格祖述者である」と⁽⁶⁰⁾、評価している。

素行がこうした評価を受ける背景には、素行自身の儒学に対する精進とそれを基礎とした兵学への関心、さらには徳川家のとった社会政策があった⁽⁶¹⁾。つまり、素行は、「儒学の虜」とも言われるほど、漢籍に対してあくなく研究を实践し、五山の学僧林羅山(1583-1657)に師事する。また、その儒学を生かして、小幡景憲と北条代長の弟子となって兵学を学び、孫子の本格的な研究と和流兵学の確立に精進する。折りしも徳川家康(1542-1616)の「七書印行」の清作的動向も、素行の研究意欲を強めたのである。

(3) 継承——山鹿流

山鹿流兵法学は、松平越中守定綱(1592-1651)を初めとした「素行直門の諸大名」、平戸・

津軽両藩の「素行直系の学統」及び浅野藩の山鹿流を初めとした全国に散在した「山鹿流諸系の伝流」によって幕末まで広く長く受け継がれていった⁽⁶²⁾。

山鹿流諸系の学統の一つに、萩毛利藩の吉田系学統がある。この学統は、山鹿高基（1666－1738）から出たもので、同藩士吉田友之丞重矩に伝授され、吉田松陰（1830－1859）を含む藩士・藩主に幕末まで継承された⁽⁶³⁾。以下、「訓練」に係る問題をこの吉田松陰について検討していくことにする。なお、この「よしだ」を「吉田」と表記する。

吉田松陰は、意見書を初め、論文、著書及び詩文稿など、多くの著作物を今に残している。それらには、ここで論じようとしている「訓練」やその類義語が多用されていた。松陰の1858年に書かれた『西洋歩兵論』（1858）⁽⁶⁴⁾には、以下のように「訓練」が使用されていた。

「西洋歩兵、予ト雖トモ、未タ其眞箇ノ大練ヲ觀ルニ得ス、然レトモ、其理、上ニ辨スルカ如シ、今是ヲ此方ニ施行セントスルニ、未タ其師長タルヘキ者ヲミズ、且、一二人ノ能ク及フ所ニ非ズ、又、容易ニ今ノ神器陣ヲモ更張センナトハ、障碍ナキニシモ非ズ、今大略ヲ以テ云ハ、大番士中三十人ヲ撰ンテ、大二歩兵ヲ精練サセ、是ヲ師長トシテ、足輕以下農兵ニ至ルマテ、（中略）一統放演セシムヘシ、如シ是ナレハ、不日ニ精兵トナルヘキナリ、（中略）毎日同處ニテ、平士少壯ノ者、及足輕御中間等ヲ、時刻ヲ分テ訓練シ、（中略）是ヨリ、少壯中ノ人物ヲ撰ヒ、漸々ニ師長ノ員ヲ増シ、農兵ヲモ訓練シ、又大阪江戸其外諸藩ニテ、盛ニ歩兵ノ行ハル、處々ヘ、十人十五人ヲ一組トシテ修行ニ差越サレ、益隆ニ趣ク様ニ致タキナリ」

上記引用文中の「訓練」は、山鹿素行のそれと若干異なり、日本人が和文の中で表記した最初のものであり、外来語から脱却して和語として帰化を終えた形、強いて言えば、国語化された語彙として表記されている点で語誌的意義の大きいものがあつた。松陰は、周知のとおり、幕末から明治期にかけて国家のために活躍した高杉晋作（1839－1869）や伊藤博文（1841－1909）らを初め、多くの啓蒙的人材を養成している。こうした人材は、松陰の兵法論は言うまでもなく、「訓練」や多くの啓蒙的語彙を広く社会に伝えた。それらの語彙は、文明開化の中で、あたかも近代化を示す語彙のように慣用されていったのである。

なお、松陰は、「訓練」の類義語として、上記の「放演」のほか、「操習」、「合操」、「操演」、「調練」、「演習」等の語彙を使用していた⁽⁶⁵⁾。その詳細な検討は省略するが、ここに付記しておきたい。

4. 幕末以降の慣用と定着

幕末から明治期にかけて、「訓練」がどのように慣用され定着していったかについて、ここでは、軍隊教育に視点をおき検討を加えたい。なお、定着したという判定の条件は、以下に掲げる3項目の一つを少なくとも満たしたときとしておきたい。

- (i) 全国的な組織団体における公文書中に表記される
- (ii) 公刊された辞典類に所載される
- (iii) 小説、新聞、雑誌類に表記される

(1) 国の軍制発足まで

わが国の西欧的な近代的軍隊教育の動きは、幕府を初めとして、全国の各藩で幕末から活発化する。こうした近代的軍隊の導入の活発化は、『日本教育史資料』⁽⁶⁶⁾の中で詳細に報告されている。同資料により、「訓練」という語彙の使用事例を調べたとき、各藩の公文書に係る報告類には、その使用は無かった。しかし、他の文献によれば、幕府を中心とする近代的軍制の導入の動きの中で、以下のように「訓練」が使用されていた。若干の事例を以下に掲げる。

「松平上總介建白

近頃講武所附属之向追々被 仰付彼是多人數に相成藝術修行之義は夫々御世話も有之一同出精仕候得共未練兵之御世話無之に不編伍節制之規則相立不申所謂鳥合之衆不敵之兵に均しく候間此儘にては非常に臨み御警衛防禦筋等被 仰付何れへ出張仕候共只粉雜衆騷仕候而已にて統紀分領無之誠忠節義藝能之勇士と雖も各自之働に相成り一機一力之進退出来不申右之場合にては存外實地之御用には相立申間敷且血氣粗暴之輩も多く御座候間兼て進退分合等之處訓練致し置不申ては其場に臨み意外之變動相起り候義も難計と懸念仕候」⁽⁶⁷⁾

「歩兵隊

傳習の事既に陸軍教師え任せられた礼は其教導を受る者追ては他の日本人を訓練する人となりて日本人の教師たるの用勤をなすへし（中略）教師一行の首長より歩兵傳習のため下等教師五人を増し加るを陸軍執政閣下へ請申立たり是迄殆廢止せし放砲の訓練運動をして全く一ならしめんためなり」⁽⁶⁸⁾

「騎兵隊

日本の地勢騎兵を用ゆるに便ならず故に自から其數を減するに至らん然るといへとも其兵士は總て訓練熟達するものを選び用るを要す（後略）」⁽⁶⁹⁾

初めに掲げた事例は、松平忠敏（1818-1882）の建白（1863）であり、後者の2例は、「佛蘭西陸軍傳習」に係る「佛國教師シヤノワン建白書」（1867）の入江文郎（1834-1878）の翻訳による「歩兵隊」と「騎兵隊」の事例である。いずれの人たちも幕府と深くかかわっていた人たちであった。この入江が翻訳したフランス軍事顧問団に係る公文書類には、「訓練」を初め、「訓練」、「教練」及び「演習」等の類義語も多用されていた⁽⁷⁰⁾。こうした点から、これらの語彙は、幕末における幕府内では少なくとも軍事教育上慣用され、定着傾向を示していたものと考えられる。

なお、シヤノアンヌ（Capitaine D' État major Chanoine）軍事顧問団団長の意見書である「シヤノアン建白和解」⁽⁷¹⁾には、「訓練」の実践とかかわって、特に付記しておかねばならない重要な点が述べられており、それらを以下に記しておきたい。

一つは、「一般教導」という考え方である。つまり、「兵術教導は一般教導 武人は何の兵に屬するに論なく總て始めに學ぶべき通敵あり之を一般教導と云若し始めに之を學び置かざれば諸藝上達し難し を基本と為す」とある。この「一般教導」は、「教導」上の基礎として考えられており、それは、戦後の新制大学の教育に導入された「一般教育」に類似したとらえ方

であった。

二つは、「訓練」の基礎運動として、体操の必要性を主張した点である。「訓練」の項で、「日本の兵隊に練體法を放ゆる事要用なるへし」と指摘している。この「練體法」は、現今の体操であり、明治7（1874）年には「體操術」（「生兵概則」）と改称される⁽⁷²⁾。これは、後年、学校教育への兵式体操の導入にもつらなる考え方であった。

三つは、『孫子』の研究がヨーロッパでも行われていたことを記していることである。「孫武日知彼知己 孫子自ら汝を知れ而して汝の敵を知れと云へり」とある。東洋人、特に儒学を学び、孫子兵法を知る日本の武士たちの理解を深めるために『孫子』が活用されたものであろう。

最後に、山県有朋（1838-1922）ら3名による「軍備意見書」（1871）の一文を掲げる。

「其三ニ曰ク海陸兩軍ノ資本ヲ造クル其目三ツアリ曰ク兵学寮曰ク造兵司曰ク武庫司夫レ百万ノ兵卒ハ不日ニ之ヲ得ル難トセス一人ノ士官ニ至テハ容易ニ其人ヲ得可カラス夫レ兵学寮ハ兩軍士官ノ因テ生スル所ナリ今日ノ微々振ハサル俄ニ異日ノ用ニ供ス可カラス宜シク速カニ之ヲ興シ之ヲ盛ニシ衆ク生徒ヲ育シ各国ノ人材ヲ招待シ訓練教諭ノ法ヲ建テ人物ヲシテ余リアツテ勝テ用ニ可カラサルニ至ラシム可キナリ」⁽⁷³⁾

この意見書は、明治陸軍の基本構想を示したものとされている。山県有朋は、山口県生まれで松下村塾に学んだ吉田松陰の門下生であった。意見書中の文言の使用にも、松陰の流れがうかがわれ、先にも述べたとおり、松陰によって養成されたこうした人材により「訓練」等の語彙が軍隊用語として継承されていったのである。なお、山県は、わが国の陸軍の創設にかかわり、徴兵令の施行等の軍制の整備・充実に貢献した。

（2）軍隊の創設期——明治初期を中心に

わが国の陸軍省及び海軍省が設置されたのは、明治5（1872）年のことであり、「鎮台条例」が改定されて六鎮台となり、徴兵令が制定されたのは、同6（1873）年のことであった。従って、ここでは、検討の対象を明治5（1872）年から同10（1877）年頃までとし、軍隊教育にかかわる軍関係の公文書類や庶民の著作物等における「訓練」について概観することにする。

「訓練」等を含む軍隊教育に関する規程は、明治7（1874）年10月制定の「生兵概則」及び「歩兵訓練概則」をもって嚆矢として⁽⁷⁴⁾⁽⁷⁵⁾いる。この「生兵概則 歩兵之部」と「生兵概則附録 歩兵訓練概則」には、次のような規定が定められていた。

「屯營ノ結構訓練ノ變革及ヒ實際ノ故障等ニテ司令將官此編中ノ定則ヲ變革シ或ハ増加スル片は其章末ノ白紙ニ委ク書載シ本省へ達ス可シ（後略）」（生兵概則 歩兵之部、第二條）⁽⁷⁶⁾

「第一ヨリ第七ニ至ル術科ハ一定ノ成規ヲ循守セシムルヲ以テ歩兵屯在ノ地則チ營所ニ於テ訓練スルヲ得ヘシ第八及ヒ第九ノ術科ハ心志ノ活用ヲ主トシ諸種ノ地形ニ應シ訓練スルヲ以テ他ノ術科ノ如ク屯在ノ一地ニ於テスルヲ得ス」（生兵概則附録 歩兵訓練概則、第一條）、
「是レ歩兵術科訓練ノ要領ニシテ（後略）」（同前 歩兵訓練概則、第四條）⁽⁷⁷⁾

上記の両概則に表記されている「訓練」は、以後も軍隊教育上の用語として慣用されていた。例えば、明治9（1876）年～同10（1877）年の近衛及び各鎮台における「軍紀風紀」を報告した『陸軍省第三年報』（1878）や幹部教育の報告をした『陸軍省第四年報』（1879）の中でも、「訓練」は「操練」等の類義語とともに慣用されていた⁽⁷⁸⁾。

また、庶民層の有識者も、一部であるが、「訓練」という語彙を使用し始めた。

「訓練 クンレン オシヘナラス」（萩原乙彦〈1876〉、『音訓新聞字引』）⁽⁷⁹⁾

「各種兵隊ノ下士伍長ハ、亦一旦平常服役ノ終リタル者ノ中、志願人ヲ募リ之ヲ取ルノ法ニシテ、現今ノ教導團ノ如ク之ヲ訓練シテ、而シテ後ニ職ニ就カシムルノ法ニシテ、始先ヅ伍長トナリ、率一年許服役ノ後、其志願ナレバ二ヶ月若クハ三ヶ月ノ休暇ヲ許シ、再ビ訓練學校ニ入り、練修シテ後試験ヲ受ケ、其甲乙點ニ準ジテ後來軍曹ノ缺員アルニ逢ウテ進級スルヲ得ルノ制トス」（西周〈1878-1881〉、「兵賦論」、『内外兵事新聞』）⁽⁸⁰⁾

「陸軍教導団にては、六百余名の生徒よりもっとも優秀のもの二百五十名を選び、^{フランス}仏国の新式を訓練し、成業の上追々四方の鎮台へ教官として派遣せしむると云う。」（「優秀な生徒を選抜、鎮台教官として特訓」、『横浜毎日新聞』、明治11年2月8日）⁽⁸¹⁾

上記の萩原（1826-1886）及び西（1829-1897）は、ともに啓蒙思想家であり、特に西は、『万国公法』の翻訳や明六社を創始しフィロソフィアの訳語「哲学」の訳者として著名で、しかも、わが国の近代的西欧軍制の導入とその発展に寄与した。

以上、「オシヘナラス」（「慣熟ノ域ニ達セシムル爲メ同一事項ヲ十分ニ教習スル」⁽⁸²⁾）という「訓練」の使用状況について、軍隊教育に係る公文書類及び新聞に係る庶民の動向等を概観した結果、その定着の時期は少なくとも明治10（1877）年前後であると、まとめることができる。

補記——教育への影響

上記の兵士を「オシヘナラス」ための「訓練」という語彙は、明治初年の学制の発足後の教育界でも登場し、慣用されていくこととなる。その発端は、以下の事例も示すように、西欧における近体的な体育（Physical Education）導入、換言すれば、体操（Gymnastics）の導入と深くかかわっていた。

「羅馬人亦之ヲ用井都府ノ間ニハ宏壯ナル操習場ヲ立テ其傍ニハ必ス浴場ヲ設ケテテ運動遊樂ニ供シタレトモ希臘ノ如ク盛行スルニ至ラス且其主トメ用ユル所ハ普通教育ノ部内ニ在ラスシテ唯兵士ヲ訓練スルカ爲メ軍用體操ヲ教ヘタルノミ（後略）」⁽⁸³⁾、「一千八百四十四年頃ニ至リ佛王ロイス、ヒーリップ亦此技ヲ採用シ大ニ軍士ノ訓練ヲ改良シ陸軍ヲ雄名ヲ宇内ニ布クニ及ハシメタリ」⁽⁸⁴⁾

「佛國モ亦此例ニ倣ヒ一千八百五十二年始メテ生兵ヲ訓練スルニ體操ヲ用井タリ英國ハ一

千八百五十九年ニ至リ（中略）其後一千八百六十一年ニ至リテ中央体操學校ヲ設置スルニ至レリ（中略）皆兵士ヲ訓練スルニ設ケタル体操ノ歴史ナリ」⁽⁸⁵⁾

この引用文は、「文部省直轄体操練習所教師米國人ジヨウヂ、エ、リイランド氏カ口授セル所ヲ筆記セシモノ」⁽⁸⁶⁾・「東京体操傳習所ニ在リテ教師ノ口授ヲ筆記セシ」⁽⁸⁷⁾ものを参考にした「体操」導入当初の報告であり、この「体操」は、「生兵の訓練」と深くかかわって発展したのである。

IV おわりに

これまでの考察で若干の知見が得られたので、それらを以下にまとめて本稿の結語とする。

1. 漢籍における「訓練」という語彙の初出は、杜甫の詩「章十侍御に奉寄す」であり、その原義は、「兵士たちに戦いに勝つための活動、動作及び技術等を教え・練り身に付けさせること」であった。
2. 「訓練」の前史的語彙に、「練」、「教」、「訓」、「習」などの一語型のもの、「簡練」、「調練」、「試練」などの二語型が見られた。
3. わが国への「訓練」の移入は、平安時代の末期から鎌倉時代の初期にかけてのことであった。しかし、文献上にそれが登場したのは、かなり後年のことであった。

文献上での「訓練」の初見は、山鹿素行の『孫子諺義』（1674）であり、素行による孫子兵法の解説書の中に使用されたのであった。山鹿流の流祖が使った「訓練」は、同じ流派の吉田松陰によって継承されていく。松陰は、刑死の前年に著した『西洋歩兵論』（1858）の中で「訓練」を使用した。この「訓練」の使用は、和文上で表記された初めてのもの、強いて言えば、漢語が国語化され表記された最初のものであり、語誌的には意義の大きいものがあつた。

4. 「訓練」という語彙は、幕末の幕府における軍事教育で、他の類義語とともに定着傾向さえ見せていた。その傾向は、明治期に入つての軍制の発足（近代的西欧型軍隊の創設）と深くかかわって一層強まりを見せ、明治7（1874）年の「生兵概則」及び「生兵概則附録歩兵訓練概則」の中での慣用並びに「新聞」とかかわつての庶民、特に啓蒙思想家たちによる慣用も示すように、明治10（1877）年前後にはその定着を終えたものと推知できた。
5. 明治初年の学制発足後の教育界でも、「訓練」が慣用されていった。その発端となつたのは、西欧における近代的な体育（Physical Education）の導入で、換言すれば、体操（Gymnastics）の導入であった。

参考・引用文献

- (1) 白川静（1996）, 字通, 初版第1刷, 平凡社, P.382
- (2) 上田万年・栄田猛猪・岡田正之・飯田伝一・飯島忠夫編（1985）, 大字典, 第22刷, 講談社, P.2045

- (3) 諸橋轍次・鎌田正・米山寅太郎 (1986), 広漢和辞典, 下巻, 初版第4刷, 大修館書店, P.645
- (4) 日本国語大辞典第二版編集委員会・小学館国語辞典編集部編 (2001), 日本国語大辞典, 第2版, 第4巻第1刷, 小学館, P.1192
- (5) 歐陽修・宋祁撰 (1060 (1986)), 「唐書 卷一百三十六 列傳第六十一」, 新唐書, 第一五冊, 新華書店北京發行所, P.4592
- (6) 劉昫等撰 (945 (1987)), 「舊唐書 卷一百五十二 列傳第一百二」, 舊唐書, 第一二冊, 新華書店北京發行所, P.4068
- (7) 松村明監, 小学館『大辞泉』編集部編 (1995), 大辞泉, 第1版第1刷, 小学館, P.806
- (8) 諸橋轍次 (1988), 大漢和辞典, 巻5, 修訂版第8刷, 大修館書店, P.506
- (9) 白川静 (1996), 前掲書, P.327
- (10) 天野鎮雄 (1985), 孫子・呉子, 新釈漢文大系, 第36巻, 第13版, 明治書院, PP.28-30
- (11) 天野鎮雄 (1985), 前掲書, P.29
- (12) 武岡淳彦監 (1998), まんが孫子の兵法, 第1刷, 集英社, P.148
- (13) 田所義行 (1992), 孫子, 中国古典新書, 第6版, 明德出版社, P.62
- (14) 山井湧 (1975), 孫子・呉子, 全釈漢文大系, 第22巻, 初版, 集英社, P.49
- (15) 廣瀬豊編 (1942), 孫子諺義, 巻第一, 山鹿素行全集, 思想篇, 第14巻, 岩波書店, P.56
- (16) 上代語辞典編修委員会編 (1989), 時代別国語大辞典, 上代編, 第6刷, 三省堂, P.561
- (17) 板勝美・國史大系編修會編 (1973), 日本書紀, 前篇, 巻9, (神功皇后 (攝政前紀)), 吉川弘文館, P.245
- (18) 白川静 (1996), 前掲書, P.1653
- (19) 天野鎮雄 (1985), 前掲書, PP.438-442
- (20) 松井武男 (1991), 呉子, 中国古典新書, 第4版, 明德出版社, PP.65-68
- (21) 山井湧 (1975), 前掲書, PP.360-364
- (22) 白川静 (1996), 前掲書, P.381
- (23) 磯貝正義・服部治則校注 (1966), 甲陽軍艦, 下, 戦国史料叢書, 5, 人物往来社, P.47
- (24) 山本勘介記, 「兵法秘傳書 元立之巻」, 須藤孝平発行 (1935), 武田流軍學全書, 武田流軍學全書刊行會, PP.328-329
- (25) 山井湧 (1975), 前掲書, PP.360-364
- (26) 天野鎮雄 (1985), 前掲書, PP.438-444
- (27) 板勝美・國史大系編修會編 (1973), 前掲書, 後篇, P.371
- (28) 白川静 (1996), 前掲書, P.215
- (29) 諸橋轍次 (1988), 前掲書, 巻8, P.854
- (30) 上田万年・栄田猛猪・岡田正之・飯田伝一・飯島忠夫編 (1985), 前掲書, P.1679
- (31) 日本国語大辞典第二版編集委員会・小学館国語辞典編集部編 (2001), 前掲書, 第3巻, P.1416
- (32) 板勝美・國史大系編修會編 (1974), 續日本紀, 後篇, 普及版, 吉川弘文館, P.462
- (33) 諸橋轍次 (1988), 前掲書, 巻10, P.505
- (34) 上田万年・栄田猛猪・岡田正之・飯田伝一・飯島忠夫編 (1985), 前掲書, P.2070
- (35) 白川静 (1996), 前掲書, P.1653
- (36) 中村幸彦・岡見正雄・阪倉篤義編 (1994), 角川古語大辞典, 第4巻, 初版, 角川書店, P.523
- (37) 室町時代語辞典編修委員会編 (2000), 時代別国語大辞典, 室町時代編四, 第1刷, 三省堂, P.142
- (38) 板勝美・國史大系編修會編 (1965), 類聚三代格・弘仁格抄, (新訂増補 國史大系, 第25巻), 吉川弘文館, P.566
- (39) 板勝美・國史大系編修會編 (1973), 日本書紀, 後篇, 普及版, 吉川弘文館, P.371
- (40) 物集高見 (1923), 廣文庫, 第13冊, 再版, 廣文庫刊行會, PP.527-528
- (41) 勝海舟 (1967), 陸軍歴史, 上, (復刻原本 = 海舟全集第六巻), 原書房, PP.69-90
- (42) 勝海舟 (1967), 前掲書, 下, PP.250-325
- (43) 古賀登 (1990), 新唐書, 3版, 中国古典新書, 明德出版社, 解説P.7
- (44) 大庭脩 (1997), 漢籍輸入の文化史, 初版第1刷, 研文出版, PP.54-59
- (45) 諸橋轍次 (1988), 前掲書, 巻10, P.394
- (46) 下中弘発行人 (1994), 大辞典, 第9巻, 覆刻版, 第1刷, 平凡社, P.260
- (47) 黒川洋一 (1983), 杜甫, 第1刷, 新修中国詩人選集, 3, 岩波書店, P.368
- (48) 黒川洋一 (1983), 前掲書, P.368
- (49) 石岡久夫 (1972), 日本兵法史, 上, 雄山閣, PP.3-20
- (50) 島津忠良・貴久 (1539), 天文八年掟書, 鹿児島大学附属図書館所蔵 (玉里文庫, 目録番号: 天の部 5 番221)
- (51) 佐藤和夫 (1986), 戦国武将の家訓, 第1刷, 新人物往来社, P.213
- (52) 高坂彈正 (1577), 武道心鑑, (武田流軍學全書刊行會編 (1935)), 武田流軍學全書, 武田流軍學全書刊行會, P.630. 磯貝正義・服部治則校注 (1966), 甲陽軍艦, 下, 人物往来社, P.66. 古川哲史

- 監, 魚住孝至・羽賀久人校注 (2001), 戦国武士の心得『軍法待用集』の研究, 初版第1刷, ペリ
かん社, P.72. 石岡久夫 (1972), 前掲書, 上, P.430
- (53) 石岡久夫 (1972), 前掲書, 上, P.141, 258. 石岡久夫 (1972), 前掲書, 下, P.291
- (54) 石岡久夫 (1972), 前掲書, 下, P.217
- (55) 石岡久夫 (1972), 前掲書, 下, P.279
- (56) 石岡久夫 (1972), 前掲書, 下, P.3
- (57) 山鹿素行 (1673), 孫子諺義, (廣瀬豊編 <1942>), 山鹿素行全集, 思想篇, 第14巻, 岩波書店,
P.263)
- (58) 天野鎮雄 (1985), 前掲書, P.19, 208
- (59) 山鹿素行 (1673), 前掲書, (廣瀬豊編 <1942>), 前掲書, 第14巻, P.56)
- (60) 兵頭二十八 (2000), 軍学考, 初版, 中央公論新社, P.13, 19, 178
- (61) 兵頭二十八 (2000), 前掲書, PP.19-21, 171-176
- (62) 石岡久夫 (1972), 前掲書, 下, PP.76-94, 96-114
- (63) 石岡久夫 (1972), 前掲書, 下, PP.92-93
- (64) 吉田松陰 (1858), 「西洋歩兵論」, (山口県教育会編 <1934>), 『吉田松陰全集』, 第4巻, 第1刷,
岩波書店, PP.221-222)
- (65) 山口県教育会編 (1934), 前掲書, 第1巻, 第1刷, PP.250-574
- (66) 文部省編 (1988), 日本教育史資料, 全9巻, 復刻版, 鳳文書館
- (67) 勝海舟 (1967), 前掲書, 下, PP.124-125
- (68) 勝海舟 (1967), 前掲書, 下, P.309
- (69) 勝海舟 (1967), 前掲書, 下, P.311
- (70) 勝海舟 (1967), 前掲書, 下, P.284, 294, 306, 315
- (71) 勝海舟 (1967), 前掲書, 下, PP.314-316
- (72) 内閣官報局編 (1975), 法令全書, 第7巻2, 復刻版, 原書房, P.876
- (73) 篠原宏 (1983), 陸軍創設史, 初版第1刷, リプロボート, PP.361-362
- (74) 松下芳男 (1956), 明治軍制史論, 下巻, 初版第1刷, 有斐閣, P.112
- (75) 遠藤芳信 (1994), 近代日本軍隊教育史研究, 第1版第1刷, 青木書店, P.59
- (76) 内閣官報局編 (1975), 前掲書, 第7巻2, P.872
- (77) 内閣官報局編 (1975), 前掲書, 第7巻2, PP.879-880
- (78) 由井正臣・藤原彰・吉田裕校注 (1992), 軍隊兵士, 第3刷, 日本近代思想大系, 4, 岩波書店,
PP.200-212, 258-267
- (79) 日本国語大辞典第二版編集委員会・小学館国語辞典編集部編 (2001), 前掲書, 第4巻, P.1192
- (80) 大久保利謙編 (1973), 「兵賦論」(「其十七」), 西周全集, 再版, 宗高書房, P.83
- (81) 明治ニュース事典編纂委員会・毎日コミュニケーションズ出版部編 (1986), 明治ニュース事典,
(明治11年-明治15年), 第2巻, 第5刷, 毎日コミュニケーションズ, P.680
- (82) 軍隊教育実験會編 (1913), 新教育令二基7軍隊教育詳解, 上巻, 兵事雜誌社, P.6
- (83) G. A. リーランド口授, 久松義典記 (1879), 體育新書, 玉沾堂, P.3 (岸野雄三監, 大場一義解
<1983>), 近代体育文献集成, 第I期, 第1巻総論I)
- (84) G. A. リーランド口授, 久松義典記 (1879), 前掲書, PP.6-7
- (85) 横井琢磨編 (1883), 體育論, 岡山縣師範學校藏版, P.184 (岸野雄三監, 大場一義解 <1983>), 近
代体育文献集成, 第I期, 第1巻総論I)
- (86) G. A. リーランド口授, 久松義典記 (1879), 前掲書, 凡例P.1
- (87) 横井琢磨編 (1883), 前掲書, 諸言P.1